

4月20日に三重県緊急事態措置が実施されてから2週間余りが経過しましたが、三重県全域を対象に措置実施期間が5月31日(日)まで延長されることとなりました。三重県緊急事態措置延長に伴い、三重県より休業要請する施設が再度発表されております。一部内容が変更となっている部分もありますので詳細は下記のリンク(6P参照)より各対象施設についてご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000888654.pdf>

またご不明な点がございましたら、下記の新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口へご連絡ください。

※主な変更点

- ・食事提供施設の休業要請を削除(ただし適切な感染防止対策の協力依頼)
 - ・スーパー銭湯/岩盤浴/サウナを除く商業施設の休業要請を削除(ただし適切な感染防止対策及び県外からの訪問客の利用をご遠慮していただくための対策について協力依頼)
 - ・ホテルまたは旅館における休業要請を削除(ただし適切な感染防止対策と宿泊予約の延期依頼及び県外からの訪問客の利用をご遠慮していただくための協力を依頼)
 - ・劇場/集会展示施設/博物館等の休業要請を削除(ただし適切な感染防止対策と県外からの訪問客に利用をご遠慮していただくための対策について協力依頼)

・参考資料

【本冊】三重県・新型コロナウイルス感染症緊急事態措置 ver.2

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000888653.pdf>

【別冊】三重県・新型コロナウイルス感染症緊急事態措置(休業協力要請) ver.2

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000888654.pdf>

●お問合せ先

新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口

TEL:059-224-2335

受付時間:9時から17時まで(土曜・日曜・祝日を含む)

開設期間:令和2年5月22日(金)17時まで